

第 102 回川崎市都市計画審議会において市長へ答申が行われました

第 102 回川崎市都市計画審議会（会長 中村英夫）が、令和 7 年 6 月 2 日（月）に開催され、地区計画の決定（等々力緑地公園地区地区計画）など川崎市長が諮問した議案を、審議の結果、原案どおりに答申がなされましたので、お知らせいたします。

1 議案の概要

【都市計画議案】

（1）川崎都市計画緑地の変更（2 号等々力緑地の廃止）

等々力緑地は、川崎市のほぼ中央に位置する、市を代表する総合公園です。「川崎市総合計画」において、本市の三大公園に位置付けており、社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進することとしております。

また、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めることとしており、総合公園は都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、都市の顔となる個性と魅力ある整備を推進することとしております。さらに、長期的視点に立った都市の将来像を示す「川崎市都市計画マスタープラン中原区構想」において、社会環境の変化による市民の価値観の多様化や自然災害の発生による防災対応の必要性などに応えるため、民間活力も活かしながら、様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心で賑わいのある、より魅力的な公園をめざして、再編整備の取組を推進することとしております。

本市では、平成 21 年 5 月に定めた「等々力緑地再編整備方針」に基づき、平成 23 年 3 月に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、事業推進に取り組んできました。その後、平成 29 年の都市公園法の改正や民間活力導入に向けた取組の検討が必要となったことから、令和 4 年 2 月に「等々力緑地再編整備実施計画」を改定しました。この実施計画では、社会状況の変化を踏まえた目指すべき将来像の実現に向けて、民間活力を活かして、施設の再編整備を実施するなど、緑やスポーツの拠点としての役割をさらに高めるため、市民、利用者団体、民間事業者による協働の取組を目指し、「新たな日常」を踏まえた公園機能の導入を進めることとしております。

こうした位置付けのもと、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園として更なる利用

促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更を行うものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175724.html>)



(2) 川崎都市計画公園の変更（5・6・301号等々力緑地公園の追加）

※概要については（1）と同じ内容となっております。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175723.html>)



(3) 川崎都市計画用途地域の変更（等々力緑地公園地区）

本市の総合公園として、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園として更なる利用促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更に併せ、等々力緑地公園の区域内で再編整備を実施する区域及びその関連区域約43.9haについて、用途地域を変更しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175725.html>)



(4) 川崎都市計画高度地区の変更（等々力緑地公園地区）

本市の総合公園として、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園として更なる利用促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更及び用途地域の変更に併せ、等々力緑地公園の区域内で再編整備を実施する区域及びその関連区域約43.9haについて、高度地区を変更しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175726.html>)



(5) 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（等々力緑地公園地区）

本市の総合公園として、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園として更なる利用促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更及び用途地域の変更に併せ、等々力緑地公園の区域内で再編整備を実施する区域及びその関連区域約44.5haについて、防火地域及び準防火地域を変更しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175727.html>)



(6) 川崎都市計画地区計画の決定（等々力緑地公園地区地区計画）

本市の総合公園として、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園として更なる利用促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更等に併せ、等々力緑地公園の区域内で再編整備を実施する区域における面積約43.8haについて、地区計画を決定しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175728.html>)



(7) 川崎都市計画ごみ焼却場の変更（1号堤根ごみ焼却場）

本市では、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して、ごみの減量化・資源化などの啓発、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別収集に積極的に取り組んでいます。

一方で、一部のごみ焼却場では施設の老朽化が進んでおり、円滑な廃棄物処理に支障のないよう建て替えが必要となっている施設があることから、安定的かつ効率的な廃棄物処理を目指し、計画的な建て替え工事を行うため、整備に関する基本的な考え方や、建て替えの順番を整理した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を平成25年に策定いたしました。

この整備方針に基づき、市内にある4箇所のごみ焼却場のうち、3箇所を稼働させ、残りを休止、更新する体制に移行し、今回、1号堤根ごみ焼却場の建て替え事業を実施することとなりました。

本案は、老朽化による1号堤根ごみ焼却場の建て替えに伴い、環境負荷軽減や環境保全のための最新式排ガス処理設備や脱炭素化の推進のための高効率発電設備の導入を行うことで、ごみ焼却処理施設の規模が大きくなることから、効果的かつ効率的な土地利用及び車輛動線の確保等をするために必要となる区域を編入するとともに、将来において活用しない区域を除外する都市計画の変更を行うものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175736.html>)



【その他議案】

(1) 景観法第8条第1項に基づく川崎市景観計画の変更（武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更）

本市では、平成17年に武蔵小杉駅周辺をより積極的な景観の形成を図る地区として指定し、良好な景観の形成を進めています。

現在、小杉町1丁目地区で進められている民間開発の機会を捉えた地区周辺の景観の誘導に向け、この度、既定の武蔵小杉周辺景観計画特定地区に景観形成方針・基準を追加するための景観計画の変更を行うものです。

なお、景観計画特定地区は、現在、川崎駅西口大宮町地区、新百合丘駅周辺地区、川崎駅周辺地区、武蔵小杉周辺地区、鹿島田駅西部地区、新川崎地区を指定しています。

2 今後の手続

都市計画議案（１）～（７）について、令和７年６月中に、都市計画変更の告示を行う予定です。

問合せ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 町井

電話 ０４４－２００－２７１０